

令和3年度 第1回東北森林管理局保護林管理委員会 議事概要

1. 日時及び場所

令和3年9月30日(木) 13:30~15:30

東北森林管理局 4階第3会議室 (WEB会議方式)

2. 議題

(1) 生物群集保護林の地帯区分について [資料1]

(2) 報告事項 [資料2~7]

3. 議事概要

(1) 生物群集保護林の地帯区分について

奥羽山脈北西部、番鳥森・大仏岳、太平山周辺、月山の4箇所の生物群集保護林について地帯区分の検討を行った。太平山周辺生物群集保護林に一部保全利用地区を設定し、残り3箇所の保護林は全域を保存地区とする事務局案について、概ね了承された。

【委員からの主な意見】

太平山周辺生物群集保護林において3箇所に示された保全利用地区案について、広葉樹に被圧されたスギ人工林周辺の2箇所については保存地区のままで良いのではないかと。

【事務局】

現地の状況において今後手を加える必要がないのであれば、委員の意見のとおり保存地区として整理する。

(2) 朝日山地森林生態系保護地域部会の概要報告

令和3年5月27日に開催された標記部会の審議事項や報告事項等について、概要を報告した。

【委員からの主な意見】

ニホンジカのアコースティックモニタリングやセンサーカメラによる調査は“待ち”の調査で、広範囲にわたり生息状況を確認できる良い方法ではあるが、今回の報告ではシカの鳴き声は確認されていない。シカの少ない場所では、目撃情報を元に自分たちが能動的に動いて現場で食痕や糞等の痕跡を採取し検査キットで調べる、という方法もある。

(3) 保護林管理委員会の運用について

保護林管理委員会の開催に当たっては、委員の出席の調整等がつかず対面での開催が困難な場合は、書面又はWEB開催として差し支えないこと等を連絡した。

【委員からの主な意見】

特になし

(4) 緑の回廊の区域内への再生可能エネルギー施設の設置等に係る手続について

風力発電等の事業実施区域が緑の回廊の区域に掛かることに関する対応や手続等について定めた林野庁通知について説明した。

【委員からの主な意見】

緑の回廊の区域内への再生可能エネルギー施設の設置等については、保護林自体に様々な影響を及ぼしかねない重要な事案であるため、報告事項ではなく議題に挙げて議論すべき。

【事務局】

制度設計については、本庁で対応している。各局の保護林管理委員会委員の意見については、本庁よりメールで照会させていただいたところ。

(5) 緑の回廊における再生可能エネルギー施設等に係る基準の明確化について

局が定める個々の緑の回廊ごとに設定する評価項目(指標)の今後の進め方について説明した。

【委員からの主な意見】

- ・林野庁が作成した評価項目の標準例について、各局の保護林管理委員に意見照会を行っているが、出された意見の内容や集約した結果等の情報を公開すべき。

(6) 早池峰山周辺森林生態系保護地域の登山道の現況について

令和2年6月に発行された東北地域環境計画研究会の自主研究成果報告書第20号「早池峯の白鬚水」に掲載された早池峰山の登山道の荒廃状況について、現地調査の結果を報告した。

【委員からの主な意見】

報告書の比較写真を見ると植生が回復しており、荒れているというよりむしろ現在の方が改善しているという見方もできる。

(7) 飯豊山周辺森林生態系保護地域における砂防事業について

飯豊山周辺森林生態系保護地域内において新設予定の砂防堰堤と工事用道路について説明した。

【委員からの主な意見】

砂防ダムは所管換して国土交通省の土地になるわけだが、重機や大型車両等を入れて工事をすると裸地になる面積が非常に大きいため、工事用道路等は最小限にとどめて、それ以外は植生で覆って現状復旧するなどといった環境への配慮を林野庁側から求めて良いのではないか。

【事務局】

当該地が森林生態系保護地域内であるということを国土交通省側に充分説明をして、環境調査を行った上で事業を進めていく、という対応をしている。